

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年7月1日

【会社名】 e B A S E 株式会社

【英訳名】 eBASE Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩田 貴夫

【本店の所在の場所】 大阪市北区豊崎五丁目4番9号

【電話番号】 06-6486-3955(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員C F O 窪田 勝康

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区豊崎五丁目4番9号

【電話番号】 06-6486-3955(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員C F O 窪田 勝康

【縦覧に供する場所】 e B A S E 株式会社東京支社  
(東京都中央区湊一丁目1番12号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月27日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円80銭 総額 267,143,581円

##### ロ 効力発生日

2022年6月28日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 提案の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、変更案第33条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第34条（剰余金の配当の基準日）を変更し、あわせて変更案第33条の一部と内容が重複する現行定款第9条（自己株式の取得）を削除するものであります。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

ア．変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

イ．変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面につき、その記載事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

ウ．株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

エ．上記の新設・削除に伴う、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

本議案における定款変更のうち、上記の剰余金の配当等の決議機関に関する定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとし、上記の株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う定款変更については、効力発生日等に関する附則の定めに基づき効力が発生するものといたします。

#### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に常包浩司、岩田貴夫、窪田勝康、西山貴司、上野雅彦を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	357,046	546		(注) 1	可決 92.30
第2号議案 定款一部変更の件	344,662	12,928		(注) 2	可決 89.10
第3号議案 取締役5名選任の件					
常包 浩司	341,984	15,607		(注) 3	可決 88.41
岩田 貴夫	346,242	11,350			可決 89.51
窪田 勝康	356,303	1,289			可決 92.11
西山 貴司	356,312	1,280			可決 92.11
上野 雅彦	356,262	1,330			可決 92.10

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。